

議案第3号

令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算(第5回)について

地方自治法第218条第1項の規定により、山陽小野田市国民健康保険特別会計予算を次のとおり補正する。

令和3年2月22日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

令和 2 年 度

山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算

(第 5 回)

令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第5回）

令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ1,022千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,595,635千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		1,058,905	△10,820	1,048,085
	1 国民健康保険料	1,058,905	△10,820	1,048,085
5 県支出金		5,615,542	9,500	5,625,042
	1 県補助金	5,615,542	9,500	5,625,042
7 繰入金		771,904	421	772,325
	2 基金繰入金	185,062	421	185,483
9 諸収入		12,473	△123	12,350
	3 雑入	12,262	△123	12,139
歳入合計		7,596,657	△1,022	7,595,635

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 国民健康保険事業費納付金		1,701,954	0	1,701,954
	1 医療給付費分	1,232,206	0	1,232,206
	2 後期高齢者支援金等分	363,630	0	363,630
	3 介護納付金分	106,118	0	106,118
5 保健事業費		77,361	△6,685	70,676
	1 保健事業費	24,570	△3,400	21,170
	2 特定健康診査等事業費	52,791	△3,285	49,506
7 諸支出金		15,220	5,663	20,883
	1 償還金及び還付加算金	15,220	5,663	20,883
歳 出 合 計		7,596,657	△1,022	7,595,635

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料	1,058,905	△10,820	1,048,085
5 県支出金	5,615,542	9,500	5,625,042
7 繰入金	771,904	421	772,325
9 諸収入	12,473	△123	12,350
歳入合計	7,596,657	△1,022	7,595,635

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 国民健康保険事業費納付金	1,701,954	0	1,701,954
5 保健事業費	77,361	△6,685	70,676
7 諸支出金	15,220	5,663	20,883
歳出合計	7,596,657	△1,022	7,595,635

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国	地	所	一
県	方	の	般
支	債	他	財
出	権	の	源
金		千	千
		円	円
10,820	0	△10,820	0
△1,320	0	△123	△5,242
0	0	0	5,663
9,500	0	△10,943	421

2 歳入

1 款 国民健康保険料

1 項 国民健康保険料

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 一般被保険者国民健康保険料	1,058,035	△10,820	1,047,215
計	1,058,905	△10,820	1,048,085

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 医療給付費現年度分	△7,578	医療給付費現年度分	△7,578
2 後期高齢者支援金分現年度分	△2,215	後期高齢者支援金分現年度分	△2,215
3 介護納付金現年度分	△1,027	介護納付金現年度分	△1,027

5 款 県支出金

1 項 県補助金

1 保険給付費等交付金	5,615,542	9,500	5,625,042
計	5,615,542	9,500	5,625,042

2 特別交付金	9,500	特別調整交付金分 保健事業分	10,820 △1,320
---------	-------	-------------------	------------------

7 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 国民健康保険基金繰入金	185,062	421	185,483
計	185,062	421	185,483

1 国民健康保険基金繰入金	421	国民健康保険基金繰入金	421
---------------	-----	-------------	-----

9 款 諸収入

3 項 雑入

5 雑入	10,160	△123	10,037
計	12,262	△123	12,139

1 雑入	△123	雑入金	△123
------	------	-----	------

3 歳 出

3 款 国民健康保険事業費納付金  
1 項 医療給付費分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般保険者 医療給付費 分	千円 1,229,384	千円 0	千円 1,229,384	千円 7,578 県支出金	千円 0	千円 △7,578 国民健康保 険料	千円 0
計	1,232,206	0	1,232,206	7,578	0	△7,578	0

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

3 款 国民健康保険事業費納付金  
2 項 後期高齢者支援金等分

1 一般保険者 後期高齢者 支援金等分	362,691	0	362,691	2,215 県支出金	0	△2,215 国民健康保 険料	0
計	363,630	0	363,630	2,215	0	△2,215	0


3 款 国民健康保険事業費納付金  
3 項 介護納付金分

1 介護納付金 分	106,118	0	106,118	1,027 県支出金	0	△1,027 国民健康保 険料	0
計	106,118	0	106,118	1,027	0	△1,027	0


5 款 保健事業費  
1 項 保健事業費

1 疾病予防費	22,340	△3,400	18,940	△864 県支出金	0	△123 諸収入	△2,413
計	24,570	△3,400	21,170	△864	0	△123	△2,413

13 委託料	△3,400	健康運動事業委託料 歯周病検診委託料	△760 △2,640



5款 保健事業費

2項 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 特定健康診査等事業費	千円 52,791	千円 △3,285	千円 49,506	千円 △456	千円	千円	千円 △2,829
計	52,791	△3,285	49,506	△456	0	0	△2,829

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
12 役務費	△95	手数料	△95
13 委託料	△3,190	特定健診委託料	△3,190

7款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

5 保険給付費等交付金償還金	10,000	5,624	15,624				5,624
6 財政調整交付金償還金	0	32	32				32
7 災害臨時特例補助金償還金	0	7	7				7
計	15,220	5,663	20,883	0	0	0	5,663

23 償還金、利子及び割引料	5,624	償還金	5,624
23 償還金、利子及び割引料	32	償還金	32
23 償還金、利子及び割引料	7	償還金	7